HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	過渡的地代論によせて:土地所有と賃労働·序説
Author(s)	荒又, 重雄
Citation	北海道大學　經濟學研究, 27(3), 1-30
Issue Date	1977-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31392
Type	departmental bulletin paper
File Information	27(3)_P1-30.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

過渡的地代論によせて

―― 土地所有と賃労働・序説 ――

荒　又　重　雄

はじめに

自由な賃労働の形成過程は，とりもなおさず資本の本源的蓄積過程である。それはまた，土地所有が資本に適応してゆく過程したがって本来的地代が資本制的地代に推転してゆく過程でもある。

筆者はとくにロシアについて自由な賃労働の形成史を研究した。その過程でロシアの農民史に関する日南田静真教授の研究に接触し，大いに啓発された。しかしまた，過渡的地代論を方法論としている点については，少なからぬ疑問をいだくことになった。そして，筆者は，自分の賃労働論を土地所有論と積極的に対決させる必要を感じたのである。

この問題は賃労働論を研究している以上はいつかはぶつからなくてはならぬ，資本，土地所有，賃労働の三範疇の関連やいかに，の問題の一環である。とりくむに充分値ある課題である。しかも，この問題は，筆者がマルクスに触れた当初より，通常の解釈に疑問をもちつづけてきた「経済外的強制」の概念や「競争地代」の概念にも関連するのである。この機会に，それらの宿題をも想起しながら，筆者流にマルクスの『資本論』の該当個所から何ものかを読みとろうとした努力から生れたのが本稿である。

過渡的地代に関しての戦前からの厖大な研究史についてのサーヴェイが欠落していることについては，筆者自身の論を率直簡明に提示することで，幾分なりとおわびしたい。

I　本来的地代と資本制的地代

地代は，生産者に対して敵対的な土地所有が，自らを経済的に実現したも

のである。敵対的な土地所有の典型は，封建的土地所有であり，その場合の地代は,「年貢」とも「義務負担 повинность」ともいわれるものである。奴隷制も敵対的な生産関係であるが，そこにおける搾取は，封建制におけるようには土地所有に依存していない。そこにあるのは他人の労働力に対する直接的所有である。封建制における労働力支配は，土地への緊縛という形態で，土地所有に従属している。本来的地代は，封建的な地代のことであると考えてよかろう。

本来的地代においては，剰余労働を強要し，第一番に剰余生産物を取得するのが土地所有である。本来的地代は，剰余労働の唯一の正常的形態であり，あるいは剰余労働の一般的形態である。かりに萌芽的利潤が存在するとしても，それは地代からの控除であり，地代は利潤にとっての制限である。だから,「ペテイ，カンテイヨン，――総じて封建時代に近い著述家たちは，地代を剰余価値一般の正常的形態とみるのであって，利潤の方は，彼らにとっては，まだぼんやり労賃と溶けあっているか，またはたかだか，この剰余価値のうち資本家によって土地所有者から強奪される一部分として現象する。」[1)]

資本制的生産にあっては，いっさいの剰余労働を強要し，いっさいの剰余価値を第一番に取得する機能をはたすものは資本である。投下された資本価値を上まわる回収された資本価値の，その純増分たる剰余価値こそが，ここでは，剰余労働の，あるいは剰余生産物の，唯一の正常的形態であり一般的形態である。地代は，ここでは土地に投下された資本が，自らに平均利潤を確保したのちに，土地所有者に支払う余分な剰余価値部分なのであり，地代は利潤からの控除である。利潤は，さらに剰余価値は，地代にとっての制限である。だから,「近代経済学者たち」は,「いったい土地に投下された資本が地代の形態で土地所有者に支払う余分な剰余価値部分なるものは何所から生ずるか，ということの証明[2)]」を試みなくてはならなかった。

本来的地代と資本制的地代との区別は以上のごとくである。剰余労働の正常的形態が何であるか，地代か，それとも剰余価値か，それが問題である。地代というからには，いずれにしろ剰余労働は存在しているのである。剰余

労働を収奪する方法にはいろいろあるとしても，基本的生産関係が問題となっている以上，生産の場で剰余労働を吸いとる主要な形態が，土地所有から規定されるものか，資本から規定されるものか，その二つに一つである。両者が入りまじることはありえても，まざっている両者のそれぞれは別物である。

周知のようにマルクスは，労働地代すなわち賦役について，「地代と剰余価値とはこの場合同一物である。利潤ではなく地代こそは，このばあいに不払の剰余労働が自らを表現する形態である」[3]，とのべている。また貨幣地代についても，「生産物地代の転形した，これに対立する形態としての貨幣地代は，これまで吾々が考察してきた種類の地代の，すなわち，剰余価値・および生産条件の所有者に支払わるべき不払剰余労働・の正常的形態としての地代の，最終形態たると同時に，その解消の形態である」[4]，とのべている。マルクスは，本来的地代から資本制的地代への転化を，「地代は剰余価値および剰余労働の正常的形態から，この剰余労働のうち搾取的資本家により利潤の形態で取得される部分をこえる超過分に低下する」こと，あるいは，「地代は，剰余価値および剰余労働の正常的形態から転化して，この特殊的生産部門たる農業的生産部面に独自な剰余労働超過分――すなわち剰余労働のうち，資本によって，あらかじめ且つ正常に資本に属するものとして請求される部分をこえる超過分――となる」こと，としている[5]。この論旨から上述のようなわたくし流のまとめをひき出すことも，そう無理とはいえまい。

しかし，ここでマルクスは，たえず，剰余価値と剰余労働とを等置している。この点は論理的に厳密だとはいえない。剰余価値とは商品価値を資本価値たらしめる当のものであり，たえず流通に投下され流通から回収される資本価値が，自己増殖してもたらすものである。投下された価値と比較してみたときの回収された価値の剰余こそが剰余価値である。もちろん交換は価値通りにいつもおこなわれてはいないが，その点では投下された価値とて同じ条件下にある。剰余価値の実体は剰余生産物であり，さらには剰余労働である。だからといって，まさに資本の支配下においてこそ剰余労働が剰余価値

の形態をとるのである，という点を理論的にないがしろにするわけにはゆかない。労働力価値の実体は必要生活手段であり，つまり必要生産物であること，さらにいえば剰余労働に対していう必要労働であることがいえたからとて，そのことから，まさに資本の支配下においてこそ，その必要労働が労働力価値の形態をとっていることの意味を考えなくてもよいことにはならないのと同断である。

典型的な姿ではない資本や土地所有のもとでは，次のようなこともいえるであろう。すなわち，商人資本のもとに実現する剰余価値は，剰余価値として生産されたものではないのだが，剰余生産物，剰余労働であるにはちがいないし，ともあれ商人資本にとっては剰余価値である。貨幣地代においては，剰余生産物，剰余労働は貨幣の形をとって土地所有者の手に実現しており，そのいみで剰余労働は明らかに価値形態をとっているのだが，ここでも，それが本来的地代の転化形態であるかぎりは，剰余価値は生産されていない。いずれの場合も，生産はされていないが，剰余価値の形態がないわけではない。とはいえ，ここの論点は，商人資本をもって資本の概念としうるかいなかといった一般問題に帰着するであろう。

マルクスがとくに剰余価値と剰余労働を区別しなかったのは，マルクスにとって地代を論ずべき場所が，剰余価値の利潤への転形を前提した上での，超過利潤の地代への転形という篇である，ということに理由があるように思われる。篇全体の基調は，本来的な地代と剰余価値とが向きあっている点にあるのではなく，資本制的地代が利潤と向きあっている点にあるのである。前者ならば共通の土台は剰余労働であるが，後者ならば剰余価値であるよりも，利潤一般の方が共通の土台である。この問題設定の上でなら，剰余価値が剰余労働の方法に引きつけられていったとしても，決定的な難点は生じないであろう。

ところで，このような理解は，おそらく，近年評判のわるい「講座派」[6]の再現ということになるのであろう。しかし，もっとも基本的な概念についてみるときには，上述のようにしか規定しえないであろう。

とはいえ，念のために言うならば，本来的な地代が，剰余労働の唯一の正常的形態であるといった場合には，当然，農業に手工業が結合しており，地代の中には手工業労働あるいはその生産物も含まれていることが意味されている。農工分離が進めば，当然，土地所有そのものが工業を支配する力は弱化する。手工業者たちに必要生産物しか残さないような価格で製品を徴発すれば，剰余労働はとりあえず土地所有者のもとに集中することにはなるが，しかし，すでにそこには，地代が剰余労働の正常的形態であるかどうか，という点での，本来的な地代の機能は弱化しはじめているといわなくてはならない。たとえ，農業が圧倒的ウエイトを占めていても，都市の手工業が土地所有者の支配を脱し，そこで小生産者として剰余生産物を自らの手もとにのこそうと努力しだすにつれて，あるいは彼らを支配するものとして問屋その他の商人資本があらわれて剰余価値を要求するにつれて，そのかぎりで地代は剰余労働の唯一の正常的形態たる地位を犯されるのである。だから，農業から分離した資本制工業が存在しているところでは，たとえ農業には資本が直接には侵入せず，農業における剰余労働がすべて地代となっていても，そこにあるのは地代と利潤との争いであって，地代が依然として剰余労働の唯一の正常形態でありつづけている，という姿ではないのである。

もちろん，農業と手工業の分離がはじまり，そこに商人資本や高利貸資本があらわれはじめたからといって，直ちに本来的地代が規定的要因でなくなってしまうわけではない。都市の手工業が，土地所有者の奢侈的消費に結びついているときには，商人の利潤は，手工業者たちの剰余労働以上に，土地所有者が地代として農民からとりあげた剰余労働の一部を，不等価交換によって商人の手に吸引したものであることも多かろうし，土地所有者への金貸しによる利子は，全くそういうものであろう。その場合には，地代こそが正常的形態であって，商人の利潤その他は，地代からの転化だということになる。また，高利貸しは，土地所有者自らが従属農民に対してそのようなものとして機能することによって，土地所有の補完物にもなりうる。しかし，また，商品交換が従属農民の生活にも入りこみ，必要生産物の商品化をつうじ

て商人や高利貸資本が生産者から直接収奪しはじめるや，彼らの利潤や利子は地代を直接に制約しはじめることになろう。

いま一点を念のためにいうならば，地代の二大範疇を簡単に本来的地代と資本制的地代とすることは，その両者の中間に複雑な過渡的地代諸形態をおくことを何らさまたげるものではない。本来的地代と資本制的地代がさまざまに入りまじりあう諸種の形態が考えられるのに加えて，本来的地代の段階にもつらぬいていた，剰余生産物をわずかなりとも自らの手にのこしたいとのぞむ小農民と，これをことごとく搾取しようとする土地所有者との争いは，力関係によってさまざまなあらわれ方をするであろうし，資本制的地代の形成過程は，また，小農民同士の土地の貸し借りから，農業者と地主との間での土地の貸し借りまで，多彩な形態を並存させつつ進行することであろう。これがさらに農業外の生産関係と相互作用しあうのである。複雑でなければおかしいようなものである。

とはいえ，地代は，いずれにしても何よりもまず剰余労働の形態である。その上で，本来的なそれか，資本制的なそれかの区別がある。地代あっての萌芽的利潤か，あるいは剰余価値（さらには利潤，超過利潤）あっての地代かである。この区別は，「経済外的強制（土地の付属物たる農奴として領主に人格的に隷属）」があるところでの地代を本来的地代とし，労賃，利潤，地代がそれぞれ独立の所得範疇として成りたっていること（「三分割制」）をもって資本制的地代とする区別の仕方[7]とは異なる。本来的地代が「経済外的強制」から説明されるのではなく，封建的土地所有から「経済外的強制」が説明されなくてはならないのだし，利潤と地代が外見上独立していても，地代が利潤の制限をなしているような世界は資本制的なものではない。狭義の農業だけから考えてはいけない。

1）マルクス『資本論』青木文庫版，第13分冊，1104頁。
2）同前，1102頁。
3）同前，1112頁。
4）同前，1124頁。

5）同前，1126—1127頁。
6）例えば平野義太郎『農業問題と土地変革』（1948）
7）日南田静真『ロシア農政史研究』（1966，御茶の水書房）44—45頁，60頁。

Ⅱ　本来的地代とその諸形態

(1)

本来的地代が，剰余労働の形態であるという点では資本制的地代と同じだが，しかしその形態が互に独自であるのはどの点においてかを前節にみた。とはいえ，そこで本来的地代の概念が獲得されたわけではない。剰余労働の形態は，必要労働の形態との関係においてしかつかまええないし，また，どのように剰余労働の可能性が現実性に転化するかが示されなくては，その形態の根拠も明らかにしえない。

本来的地代の何たるかを明らかにするために，これのもっとも簡単な形態である労働地代（賦役）を奴隷労働の搾取と比較してみよう。直ちにわかることは，いずれにおいても剰余労働は直接に搾取者の支配下にあるに対して，必要労働は，奴隷制下ではこれも搾取者の直接の支配下にあり，本来的地代においては直接には生産者の支配下にある，ということである。ここからマルクスは，封建制のもとでは必要労働と剰余労働が可視的に分離されているのに対し，奴隷制ではすべてが剰余労働と現象し，資本制ではすべてが必要労働として現象する，とものべていた。

この区別は何をいみするか。本来的地代の時代であれ，奴隷制の時代であれ，基本的生産手段である土地は搾取者の所有下にある。しかし，本来的地代の時代には，奴隷をもつつみこんだ「古代的な家族」のいわば大経営は分解している。生産者は土地を分与されて小農となり，自らの必要労働を分与地において実現する。そして，領主の直営地が，生産者の剰余労働を集めて経営される。必要労働は，「飼料」から自己経営の産物となり，剰余労働は全くのむき出しの強制労働から分与地の対価としての地代となる。必要労働にもとづく自己経営の存在，そのかぎりでの「自由」が本来的地代の時代を特

徴づける。一方また，労働の生産力が土地の自然発生的生産性に負うところ大であるゆえに，分与地への地代は剰余労働のすべてを吸収してくる。

奴隷制の時代から本来的地代の時代への推転は，生産力の発展との関係でどんな必然性をもつか。生産力の発展は，労働手段の発展が比較的ゆるやかな時期には，土地利用の集約化を中心とするとみてよいであろう。奴隷労働は集約的農業にはむかない。必要労働部分を切りはなして自己経営とさせる方が，その部分の労働生産性を高めさせ，それを介して必要労働時間の圧縮，より大なる剰余労働時間の搾出と，生産者の労働意欲の向上に効果的である。集約的農業の発展の上に立つ生産者のある生活水準があらわれると，そして土地所有の発展による土地の制限のつよまりが加わるとなお，生産者にとっての逃亡の利益は減退し，生産者に対する直接的な人格的束縛の必要も，剰余労働確保のために以前ほどには切実なものでなくなる。かくて，奴隷が不自由な労働者，賃労働者を自由な労働者とすれば，農奴は半自由な労働者となる。

本来的地代の時代に，生産者たちは，自分の必要労働を実現すべき，そして自分にとっての必要生活手段の確保に利用すべき土地を，分与地として占有している。土地所有者はそのいみでは「名目的地主」におちる。「名目的土地所有者のための剰余労働は，経済外的強制によってのみ彼等（直接的生産者――荒又）から強奪されうる」[1]。いうまでもなく，ここでの「経済外的強制」は，資本制下における経済的強制と比較してつかわれている用語である。資本制的大工業のもとにおいてであろうと，領主直営地のもとでの賦役であろうと，生産者たちが搾取者の指揮のもとに従属的労働をなすことにはかわりがない。ちがいは，何によって剰余労働を従属的労働の形で提供せざるを得なくされているかである。資本制下では，生産者たちは，たとえある雇主からは逃れても，生産手段をもたず，したがって生活手段をもたぬゆえに，だれか別の雇主のもとにゆかざるを得ないのである。本来的地代のもとでは，生産者たちは土地に緊縛され，その土地の所有者に対し人格的に従属しているゆえに，土地所有者のために働かざるを得ないのである。

先に筆者は，封建的土地所有から「経済外的強制」が説明されなくてはならない，とのべた。これはあるいはまた近年評判のわるいスターリンの命題の再現であるかも知れない。栗原百寿氏は，スターリンを一応擁護しながらも，これは「経済外的強制を離れた封建的土地所有というものを主張しているのではないのである。そうではなくて，封建的土地所有は経済外的強制と不可分であり，経済外的強制を離れては存立しないものである。……経済外的強制は封建的土地所有が地代を実現するための特殊な条件であり，それゆえ封建的土地所有の実現形態に外ならないものである」[2]，と述べている。そして，経済外的強制の内容を展開している部分では，これを「土地への緊縛という形態における人格的従属」であるとし，これは，直接的生産者が分与地を占有し，名目的な土地所有者に対立しているという「封建的土地所有形態を前提とする」もので，また，「剰余労働を実現するための必要条件をなすものである」とのべている[3]。

くりかえすが，「経済外的強制」とは資本制下の経済的強制と比較したときの用語である。その内容を栗原氏の定式化したようなところにみるとき，それ自体としてはやはり生産関係なのであり経済的事実なのである。本来的地代が崩壊しかけているところでは，当然「経済外的強制」も崩壊しかけている。だから，本来的地代の末期には，典型的「経済外的強制」はまさに不合理なものであろうし，なくなりかけた「経済外的強制」をして地代の性格判定基準としても，うまくゆくまい。

栗原氏の定式化には，「経済外的強制」が剰余労働のために必要だという命題はあるが，どういういみで「経済外的強制」が可能であるかについての命題が欠けており，そのいみで必然性の論証に不足がある。「強制」は，ただ支配者の側から規定されるのみではなく，支配される側からも規定されなくてはならない。土地への緊縛は，土地からの逃亡を禁ずるものであるが，それは，一般に土地から逃げられないという経済的条件の上に，はじめてなりたちうる。その条件とは，生産が富の母としての土地に条件づけられているところ大で，かつ，土地のある程度集約的利用がはじまっていること，したが

って土地所有がつよまっていること，したがって，逃亡しても豊かな土地はないし，あらたに開拓するにしても，またその後の生産をある水準で維持するためにも，労働力の一定の集積が必要であって，散発的な逃亡では不可能である，といったことである。一般に，簡単には逃げられないからこそ，奴隷制ではなく，分与地を与えた農奴制が生じうる。逃げにくいことを前提にして，土地への緊縛が制度化される。だから，豊かな未開地の多いところでの農奴制は，奴隷制に近づく。逃亡してゆくべき土地のないこと，これは土地所有ということである。

集約的土地利用をなす農耕民のもとに剰余生産物が発生すると，これを奪うものも発生する。遊牧民に対する農耕民に畜産が不充分なとき，そこには生産物交換があらわれるが，農耕民のもとに畜産もある程度発達すれば，遊牧民は馬肥ゆる秋に農耕民を収奪し，さらには彼らの上に王朝さえつくる。農耕民が遊牧民から自らを守るために，他の武力にたよれば，それがやがて支配者となる。農耕民が共同の武力を組織しても，それはやがては分業によって生産者から自立し，支配者となる。支配者たちは，一般に生産者たちが土地から逃れられないことを前提にしたうえで，土地を生産者たちの所有から自らの所有にうつすとともに，生産者たちを決定的に土地に緊縛すべく武力を作用させる。逃げにくい条件は逃がさない体制へと進化する。あたらしい土地所有者たちの間の争いは，生産者たちが特定の土地から逃散する自由を拡大し，土地所有者たちの統一は，生産者たちの自由を縮少させる。社会的分業が発生しはじめていても，それが萌芽的状態にとどまるときには，その分業は多かれ少かれ固定的である。支配者たちは，固定的分業を「身分」へと進化させ，そのもとで「刀狩り」などで生産者たちの潜在的武力を奪う。「経済外的強制」は，かような意味では「経済的」な基礎をもつ。

本来的地代の時代の特徴の一つは，生産者が必要労働を実現すべき自己の経営をもつことである。そして，その自己経営の発展は小農の発展である。とはいえ，ここから出発して，農業問題の基礎範疇として，小農（小経営）地主（土地所有），ブルジョアジー（資本），プロレタリアート（賃労働）と並

列させる考え方[4]は，あまり厳密なものとはいえない。小農には，小農的土地所有がある。生産者はいつも狭いいみでの小農ではない。共同体的な農業との組み合せを考えなくてはならない。土地所有の実現がいつも地代なわけではない。小農経営が小農的土地所有の実現である場合もある。土地所有＝地主ではない。土地所有の偏在が地主をつくるのであり，生産者からの土地の収奪が領主階級をつくるのである。資本家的生産が，生産者からの生産手段（土地ばかりでなく労働手段も）の収奪により確立するのであり，その出発点が生産手段の偏在であるのと同じである。土地所有には本来的地代の基礎となるごとき生産者に対し全く敵対的な土地所有もあれば，生産者的土地所有もあるのであり，後者の中にも共同的なものから純私的なものまでさまざまある。資本制的生産が，自己労働にもとづく所有から他人の労働による他人の労働の搾取にもとづく所有に転形することで発生したように，本来的地代の基礎をなす敵対的土地所有は，生産者的土地所有から名目的土地所有への転形によって発生するのである。基礎範疇はそうした意味での土地所有である。

1）マルクス『資本論』前掲書，1114頁。
2）栗原百寿『農業問題入門』青木文庫，85頁。
3）同前，87頁。
4）同前，34頁以下。

(2)

労働地代のもとでは，必要労働を実現する生産者の小経営と剰余労働を実現する領主の大経営とが対立し並存する。賦役日数はそのまま搾取の程度を示す。

領主の大経営は，生産者の剰余生産物を，剰余労働の段階から直接に統括することを可能にしている。領主にとって必要な使用価値，必要なサーヴィスを確保するために，剰余労働は領主の指揮のもとに必要な諸具体的有用労働として支出させられる。領主の経営は，通常，もっとも土地の自然的生産

性が豊かで多彩なところを直営地として確保することで展開されている。領主の富を背景にした有力な労働手段も配置されており，それは粉ひき水車のように追加的剰余生産物確保の手段にさえなる。さらに，生産者たちを集積して結合労働力としての高い生産性を発揮させる（協業の生産力）うえでも領主経営は有利である。とはいえ，奴隷的強制労働であることからする生産者の労働意欲低下傾向もたえずはらまれている。

生産者の自己経営は小さい。労働対象としての土地も，労働手段も，当初は水準の低いものに留まる。しかし，必要労働が自分のための自由な労働となっているかぎりで，必要労働時間部分における生産性上昇の刺激もつよく働く。労働密度を高め，熟練度をまし，土地の一層の集約的利用を達成しようとする。協業の独自的生産力の利用における弱点も，生産者どおしの共同体的連帯の中で一部解決される。共同の田うえなど。さらには，固定的設備，たとえば住居および仕事場としての家屋のようなものも，労働力支出の直接的な交換（ゆい）によって建設されてゆく。小農的生産力の発展は，領主経営に対する生産者の自己経営の地位を高めてゆく。

賦役日数の固定は，さしあたり社会的安定に資するであろう。しかし，領主間の対立，闘争（剰余生産物の支配権をめぐる）は，搾取率を高めようとする領主の努力を刺激するであろう。生産者の自己経営の中に，必要労働部分の生産性向上をつうじて生れる剰余を，生産者の生活水準の上昇のために用いさせずに，これを領主のもとに収奪しようとする領主の努力は，賦役日数の増大要求となる。生産者たちにとって，自己経営のための労働時間は，時折，夜明けまえと日没後にしかのこされないことにすらなる。これは当然生産者の不満を限度以上のものとする。さらに，社会的分業の発展は，領主の大経営くらいの規模では，賦役日数を増大するくらいでは必要な使用価値のセットをそろえられぬ事態をつくり出すであろう。生産者の自己経営生産力をもっと利用しなくてはならなくなる。

ここに生産物地代があらわれる。ここでは領主の大経営は分解し，生産者の小経営が生産における一般的形態となる。必要労働と剰余労働との，空間

的・時間的区別は，外見上消滅する。名目的土地所有者たる領主は，剰余労働そのものを直接にではなく，剰余生産物で形で取得せざるをえない。そのいみでは，「生産物地代と隷農制との支配は，農奴的，労働地代的な領主経営が敗退し，農奴の小経営的生産様式が完全に勝利したことを意味する」[1]，といっても誤りとはいえない。

とはいえ，これは生産力的側面に注目したときの話である。生産物地代になったからといって，農民の小経営が，領主的な敵対的土地所有から自由になったわけではない。逆に，土地所有者が，積極的に生産者による小経営の高い生産力を利用しようとしていることでもある。領主の大経営を分割して小農民にあづけることにより，相対的に低下しつつあった剰余労働部分の生産性を高めるとともに，さらに，必要労働部分で進行しつつあった生産性上昇の成果を，一部剰余労働へととりかえし，全体としての搾取率をつよめようとする努力でもあるのである。領主経営において必要な質と量の剰余生産物を得るために，領主の直接の指揮のもとでなされた剰余労働の各種の具体的な有用労働への配分は，形をかえてあらわれざるを得ない。作付強制，手工業製品についての品目指定，さらに当然，一部分サーヴィスとして用役のままとどまるものもあろう。用役の提供者一部は，屋敷付農奴として小経営をすらかえって奪われることもあるであろう。いずれにしろ，このような土地所有者の指示がこまかくなればなるほど，生産物地代の内容は実質的に労働地代に近づく。

土地の基本的部分を生産者たちにあずけながら，なおかつ名目的土地所有者たちが充分の剰余生産物を確保しうるためには，「経済外的強制」の体系の一層の発展がなくてはならない。すなわち，「直接的生産者は，直接的強制の代りに諸関係の力により，鞭の代りに法律的規定によって駆りたてられ」[2]るようになっていなくてはならない。小農的生産力の高さは，土地利用の集約化をともなっており，それはまた，こうした時代にあっては，土地の自然発生的生産性の利用に，したがってその土地その土地の特殊性に即応した生産者の対応に主としてあらわれているから，生産者にとって，生産力の高さは

剰余労働を大きくしうるという可能性と，逃げるに逃げられないという制約条件とを伴なっている。一方で土地所有者たちは，封建制の形態で一層組織化され，土地所有者階級を形成するとともに，その支配組織を生産者の社会に滲透させてくる。あいかわらず鞭の力を背後にひかえさせながらも，それを直接に行使しない段階における間接的強制の体系がつくられる。そのいみで，生産物地代にもとづく「隷農制は，……封建制の最も典型的な，最も完成された形態に外ならない。」[3]

だが一方，労働地代から生産物地代への推転は，搾取者の生産からの疎外をおしすすめる。土地所有者こそが生産の指導階級であるという実質は，失なわれてゆく。つまり，土地所有者の寄生的性格がつよまる。そしてまた，「隷農達の内在的階級分化の可能性」[4]をつよめ，あらたな土地所有者の発生，土地所有者階級の社会的動揺の可能性をつよめもするであろう。

剰余労働をすべて地代として搾取しようとする，また必要労働をできるだけ縮少させようとする土地所有者側の努力は，生産者における労働力の維持，および生産者の生産へのインセンチヴとたえず矛盾する。まず土地所有者たちは，その権利をたえずより強く主張するために，土地なかんずく耕地への監督をつよめる。「検地」，「本田」の確認。生産者たちは，貢納義務のない土地を求める。「ほまち」，「隠し田」。「本田」はときおり，全く貢納義務に見合わない荒地にもどる。生産者たちはトランプの「ジョーカー」を押しつけあう。荒れる「本田」と土地所有者側からの「隠し田」追及。生産者の姿勢は逃散農民の姿勢に接近せざるをえない。ときおりは土地所有者が積極的に「新田」経営にのり出そうとする。しかし，寄生化した土地所有者にはしばしば新しい生産的事業遂行の能力がない。

農業生産は天候の変動に支配される豊凶の差がはげしい。定額の生産物地代は，その水準が高いときには凶作に生産者たちを斃死させ，あるいは逃散か死にものぐるいの反抗をひきおこし，その水準が低いときには，豊作時に土地所有者たちにとって我慢の限度をこえる剰余生産物を生産者たちのもとに残すであろう。地代の水準をやや高く定めたうえでの，土地所有者のもと

における「救荒倉」の経営があらわれる。しかし，作柄の大きな変動を調整するには，備蓄が大きいものでなくてはならず，それ自体の技術的困難にくわえて，生産者の生産意欲にマイナスに作用するであろう。

定率の生産物地代は，天候の変動の幸不幸を生産者と土地所有者がわけあうのみならず，天候の変動の影響とたたかう生産者の努力を一定割合で生産者にもどし，生産者の意欲を刺激しうる。とはいえ，生産者の手にある経営を前提して一定率をいうためには，土地所有者の側からする作柄の検認が必要となる。これは，必要生産物の一定量をのこしての全残余の収奪と事実上区別つけにくい。一定量の必要生産物を土地所有者の側から認可する体制は，ただちに，必要生産物量を節約させるためのさまざまな生活規制，土地所有者の側からみて農民の生活に不用と考えられるものを容しゃなくはぎとる「慶安の御触書」のごとき規制に接続する。もしそれが厳格に実施されれば，小経営をあづけられた生産者とはいいながら，生活はあてがい扶持の奴隷と大差なくなる。もっとも，生産をあづける体制のもとで生活のみを完全規制することなどできないが。古代的収奪へとたえず還帰しようとする領主の対極には，趣味としての園芸をみがきながら，自己の庭園の中で地域一帯の天候の変動を観測するような領主もいたという。

本来的地代は自然経済と照応するものであり，商品経済との間では多かれ少かれ矛盾をはらむであろう。社会的分業が土地所有者の領地の範囲内でなりたちうるようなものであれば，それは商品経済へと発展する一方では，同時に領地内の固定的分業へと曳きもどされる。領地の範囲をこえてはじめて成立しうる社会的分業も，特産物の交易のごとき段階であれば，これの交易自身が領主の専売事業として土地所有に統括される。しかし，それ以上に，領地の範囲をこえた社会的分業が固有の生産性を明瞭に発揮しはじめるや，都市の成立，商人資本の成立と土地所有との関係の問題が出てくるであろう。領主自身が商人となって「御用商人」と対立しあう事態が生れる。土地所有者の必要とする諸使用価値は領地内ですべてを調達することができなくなり，地代として収納された生産物が，都市にあつまる他の生産物と交換されるよ

うになる。たとえば領主は,「蔵屋敷」にあつめられた「年貢米」を売却し，必要な他の諸産物，諸製品を手に入れる。剰余生産物の商品化である。

ところで，この剰余生産物の一部の商品化は，それが土地所有者により直接に生産者から収奪された生産物にとどまらぬかぎりでは，つまり全くの土地所有者同士の取引きにとどまどぬかぎりでは，必要生産物の一部の商品化を含む。すなわち，商人資本の影響下にある都市の手工業者たちの生産物が領主に調達されている場合をみると，手工業者たちの必要生産物は当然のこと商品化されているわけである。そして，都市の生産者たちの生活を一つの起点として，商品生産の固有の生産力は，次第に土地所有者たちの支配下にある生産者たちの必要生産物にも影響を及ぼし，それは，領主たちによる生産者の生活の統制をもってしても押えきれるものではないであろう。小商人の行商その他で，生産者たちの必要生産物の商品化もすすまざるをえないであろう。

領主の生活と生産者農民の生活との商品経済化の一定の進展のうえに，生産物地代の貨幣地代への転形，物納から金納への転形がおこる。土地所有者は剰余生産物の商品化に関連する業務のわずらわしさから解放され，また，生産者たちの労働に対する細かな監督のわずらわしさからも解放される。貨幣地代のもとでなら，生産者によって支出される具体的有用労働は何であってもかまわないのであり，経営は一層農民自身のものとなる。小農民的な自立性はつよまり，土地所有者の生産からの疎外はつよまる。

貨幣になったからといって，地代が剰余価値になったわけではない。地代はここではまだ投下された資本価値と回収されたそれとの差額ではないし，必ずしも農民の手に萌芽的な利潤をのこすものではなく，剰余労働のすべてを苛酷に奪いとるものであり，そのために生産者が必要生産物さえもの飢餓販売を強いられるものでもありうる。しかし，そこには「義務」から「契約」への推転があらわれはじめている。「注意すべきは，この転形とともに，資本化された地代，土地の価格，したがって土地の譲渡可能性および譲渡が，本質的契機となるということ」[5]である。本来的地代の時代の理想像は，人と土

地の売買をしないことである。土地から切りはなした人の売買は奴隷制への後退である。だが，領主どおしの間には，やがて農民付きの土地の売買が発生する。そして，貨幣地代が発生しているような条件下では，農民は別にしての土地の売買，つまり農民もまた買主になりうるような土地の売買が発生する。生産者の土地への緊縛，身分支配，がともにゆるむ。

貨幣地代のもとでは，剰余労働と地代との間に，豊凶の変動に加えて生産物の市場価格の変動をもくみこみ，関連を間接的なものとする。小農民間の商品生産者としての競争，その背後にある小農民経営間の生産性の差が大きくなること，および，土地所有者が生産から大きく疎外されていることからして，小農民の間に萌芽的利潤が一般化する。生産物地代の時代に「富裕な隷農自身がさらに隷農を抱えたのと全く同じように，自己の計算で農業的賃労働者を搾取する習慣が必然的に発展した。」[6)]

1）栗原百寿『農業問題入門』前掲書，93頁。
2）マルクス『資本論』前掲書，1120頁。
3）栗原百寿，前掲書，94頁。
4）同前，95頁。
5）マルクス『資本論』前掲書，1130頁。
6）同前，1125頁。

Ⅲ　過渡的地代とその諸形態

(1)

過渡的地代とは，本来的地代から資本制的地代への過渡形態である。本来的地代とは剰余労働の正常的形態が地代であるような諸条件下の地代であり，資本制的地代とは剰余労働の正常的形態が剰余価値およびその転化としての利潤となり，地代が利潤の一部分の再転形としてあるような地代であるのだから，過渡的地代とはその両者の特質が入りまじって，いずれが決定的に主側面となったともいいがたいような地代である，ということになる。全く両者いずれでもないようなものであれば，第三のものであって，過渡的なもの

とはいえない。

本来的地代か，さもなくば資本制的地代か，二つに一つだとばかりに割りきる考え方に反対して過渡的形態の独自性に注目することは大切であるが，そうはいっても，過渡形態たる以上,「一方では封建的地代の分解的転化形態であるとともに，他方ではまた資本主義的地代に転化してゆく先行形態をなすもの」という一般的規定は動かすことができない[1]。この規定に満足せず，たとえば,「過渡的地代範疇は，理論的にいって生産手段の二重・三重的複合的所有関係における剰余価値の，資本主義的社会の類推的適用からする労賃・利潤・地代等の混合のうちにあらわれる地代である，と規定」してみても，同じく,「過渡的土地所有段階での剰余価値は，資本主義的社会での経済的基礎範疇を擬制的に適用すれば，つまり，それは労賃・利潤・地代等の諸範疇の組み合せによる混合形態として……実現される」,といってみても[2]，何ごとかあらたなことが積極的に規定できるわけではない。過渡的時代は，そもそも剰余労働が剰余価値になりきっていない時代なのであり，もちろん資本制的な意味での労賃も利潤も，資本制的地代も完成されていないのであるから，いまだ分離していないものは混合しようもないのである。積極的規定を与えようとするときには，類推にとどまってはいけない。

高利貸資本概念を適用すれば，過渡的地代の積極的な規定が与えられるであろうか。いわく，そこにおいては「土地所有が高利貸『資本』的に機能して自己実現する」のであり,「高利貸資本的機能が土地所有と結びつけられる」のである，と[3]。だが，そもそも高利貸資本は，独自な生産様式たりえない。それは，何らかの生産様式に寄生し，これに同化しうるのみである。本来的地代の時代に高利貸資本はどこから利潤をうるのか。まず第一に，地代に寄生し，これから利潤をうる。高利貸資本はそのようにして土地所有を弱めるが，これにとってかわることはできない。共倒れになるのがいやなら,「土地所有が高利貸資本的に機能する」ようにではなく，反対に，高利貸資本が土地所有にならなくてはならないのである。第二に，生産者の必要生産物に寄生したらどういうことになるか。生産者が零落しつくさないかぎり領主のも

とに収納さるべき剰余生産物の横どりである。領主をさておいても生産者に寄生しつづけようとしたら，やはり自ら土地所有にならなくてはならぬ。こうした動きは，土地所有者階級の社会的流動性をまし，「経済外的強制」の体系を一時的に弱めはするが，土地所有に同化したもと高利貸資本は，「経済外的強制」の体系の再建を利益とするであろう。

過渡的地代に関する諸論議の積極面は，この範疇を資本の本源的蓄積過程についての理論の中に位置づけて考えようとする姿勢である。そして本源的蓄積過程は次のように二重の過程として把えられている。

「生産者を賃労働者に転化する歴史的運動は，一方では彼らの隷従およびツンフト強制からの解放としてあらわれるが，……他方ではしかしこの新被解放者は，すべての彼らの生産手段と古い封建的諸制度によって与えられた彼らの生存上のすべての保証を奪われたのちに，はじめて彼等自身の販売者となる。[4]」「本源的蓄積は，基本的に二つの側面をもっている。……この本源的蓄積の二つの側面とは，簡単にいえば，一つは封建的諸制限からの解放であり，もう一つは労働諸条件の小経営的な所有もしくは占有からの解放である。」「本源的蓄積のこの二つの側面は，それ自体としては全く別個な，相対立したものである。第一の側面は，封建的諸制限の廃撤であり，直接的生産者の封建的従属からの解放であり，封建的土地所有を絶廃して，自由な小土地所有を創設することであり，小経営的生産様式を封建的な敵対的形態から自由にすることである。これに対して，第二の側面は，直接的生産者からの労働条件の略取であり，自由な土地所有の収奪であり，小経営的生産様式そのもののアウフヘーベンである。本源的蓄積は，実にこの第一の小経営的生産様式の解放と第二の小経営的生産様式の否定という，二つの正面的に相矛盾した方向を含んでいるのである。[5]」

第一の側面は，本来的地代の後退の過程である。地代は剰余労働のほとんど全部を吸収する剰余労働の正常的な形態でなくなってゆき，生産者のもとに，剰余労働の，したがって潜在的利潤の，より大なる量をのこすようになる過程である。もし，高利貸資本が生産者のもとに残りはじめた剰余労働を

再びすいつくし，あげくのはてに土地所有者にとってかわっても決して自身生産者にならないような状態がおこるとすれば，これは過程における逆行である。第二の側面は，生産者から生産手段が切りはなされ，直接生産者にとっての必要労働が労賃となってゆく過程である。ただし，債務奴隷となった生産者が再び土地に「禁治産者」的にしばりつけられれば，これは過程における逆行である。

本来的地代に実現する土地所有の敵対的形態にとって必要な条件は，生産者の小経営と土地所有の偏在（さらには生産者の上に成立してゆく名目的土地所有）であった。生産力の発展の主力は，そこにおいては，農民的小経営の集約化にもとづく労働生産力の発展であり，生産力発展のためには農民的小経営の自立的性格の強化が必要である。生産者の利益は，地代が軽減されることであり，つまりは，小農的所有の発展と名目的土地所有の退化とである。この過程は，先の第一の側面に結実することになる。しかし一方では，小経営における経済力の不均衡は，農民家族の世代的再生産において現われるかごとき変動をこえるかぎりでは，土地所有の偏在をひきおこし，これは本来的地代をたえずに発生させるのである。

経済外的強制，すなわち生産者の土地への緊縛と，これにもとずく身分制の体系が公認の制度ではなくなり，自由な土地所有と経済的競争が放任されるようになったとしても，それが政治的宣言にとどまるかぎりでは，小農経営は土地所有の偏在をひきおこし，さらには本来的地代を再現しうるのは，わが国のかつての高率小作料にみるとおりである。さしあたり媒介に競争があったとしても，「土地不足」は真実には土地所有の偏在というべき場合が多いのは，資本制下における生活手段の不足が生産手段の所有の資本家への集中の現象に外ならぬのと同じであろう。こうした「土地不足」のもとで競争が小作料をつり上げたのは，このとき生産者が土地のもとでしか暮せなかったから，つまり集約農業でしか生きられなかったからであろう。とはいえ，農工分業がすすみ，工業の資本主義化がすすみ，つまりは地代がすでに剰余労働の唯一の正常的形態でなくなっている時代に，小農の生産力を発達させ

ようとするならば，本来的地代の時代が長い命脈を保てないものであったことも，わが国の高率小作料の歴史が示したところであったといいうる。

本来的地代の時代に，土地所有は原則的に敵対的な形態をとっているとはいえ，そのもとでの小経営の発展は，労働手段の発展をともなう。集約的農業は，土地改良を重要要因とするであろうし，そのかぎりでは土地所有の強化であるが（反対に，そのためにこそ自由な小土地所有へむけて前進しなくてはならぬことにもなるが），道具の形をとった労働手段も無視しえない。そうした動産は，土地とは別に，生産者の所有となる。商品生産の発展は，動産となる諸財貨の範囲をひろげる。貨幣そのものが，最良の動産となり土地所有と対立したいま一つの富となってゆく。たとえ土地の商品化が原則的に否定されている状態にあっても，労働手段を含む財貨の発展と土地からの分離，さらにはこれらの商品化は，土地所有とは対立した富である貨幣の直接的生産にもつ意義をつよめてゆく。商人資本や高利貸資本において成立した剰余価値の取得は，それとともに，次第に生産過程にも滲透し，それら資本における利潤や利子は，可能的利潤，萌芽的利潤とも結びついたものとなってゆく。

動産の商品化は，必要生活手段の商品化をも含んでいる。小農経営の発展の中で，農民の階層分化がすすむと，そのうえに，一部分ではあれ，賃労働が発生する。農工分離がすすみ，商工業の中に奉公人の形態変化として賃労働が発生すれば，これも土地所有へと反作用する。賃労働が発生すれば労賃も発生する。本来的地代が資本制的地代へと転化してゆく過程は，労賃，地代，利潤の三範疇が分離してゆく過程であろう。それは，剰余労働にかぎっていえば，地代と利潤のいずれが剰余労働の直接的な転化物の地位を占めるかの争いの過程である。この過程は，剰余労働がいかに直接的生産者から収奪されるか，いかに直接的生産者のもとに留めおかれるかの争いの過程と交錯している。

地代が相対的に縮少してゆき，場合によっては自由な分割地農民におけるがごとくに地代が一旦は消滅し，そのいみで土地所有が生産者にとって決定

的制約条件でなくなる一方で，土地をのぞく生産手段と生活手段とへの支配力が決定的条件となり，これら動産が生産者に対して敵対的所有に転化して行ったときに，土地所有の支配は資本の支配へと転回する。

1) 栗原百寿，前掲書，155頁。
2) 丹野清次「過渡的地代の理論的把握について」，『茨城大学農学部，学術報告』第13号，122頁。
3) 日南田静真，前掲書，49頁。
4) マルクス『資本論』前掲書，1094—1095頁。
5) 栗原百寿，前掲書，131—133頁。

(2)

「自営農民の自由な所有は，あきらかに小経営のための……土地所有の最も正常的な形態である。土地の所有がこの経営様式の完全な発展のために必要なのは，用具の所有が手工業的経済の自由な発展のために必要なのと同様である。土地所有はこの場合には，人格的自立性の発展のための基礎をなす。」「封建的土地所有の解消から生ずる諸形態の一つ」としてのこうした自由な分割地所有にあっては，「地代は，剰余価値の分化形態としては現象しない」。より正確にいえば，剰余労働の一部分といえども地代にはならない。資本制的生産のある程度の発達が他部門にみられるときは，「農民に帰属する超過利潤」といったものがあらわれうるが，しかしそれは地代にならない。分割地所有は，生産者に対する本来的地代の束縛がゼロに近いところまで圧縮されるといういみで，過渡的地代論の一環となる。自由な分割地所有から出発すると，それゆえ，絶対地代もゼロにまで近づきうる。[1]

本来的地代の束縛の小さいところでこそ，生産者たる農民は剰余労働部分を利用して，土地そのもののみならず，土地以外の生産諸手段を発展させるであろう。そしてまた本来的地代の束縛の小さいところでこそ，土地以外の生産諸手段の所有非所有を出発点とし回帰点とする小農民の分解が速められ，土地所有ではなく，資本の支配が発展するであろう。さらにまた，本来的地代の束縛の小さいところでこそ，「経済外的強制」の最終的消滅もはやまるで

あろう。生産者は土地への緊縛をとかれ，身分制的な拘束をとかれ人格的独立を確保するであろう。そして，資本と不可分の賃労働は，自由な賃労働者の実存をまってはじめて，社会的労働の支配的形態たる可能性をひらかれるのである。こうしたいみにおいて，「分割地所有は，封建的土地所有から資本主義的土地所有への転化における過渡的諸形態の基本であり，その最も順当で最も正常的な形態であり，従ってまた，本源的蓄積の過程における，農民解放と農民分解の過程における，最も基本的で最も正常的な過渡的範疇をなすものである。」[2)]

自由な分割地所有は，個々には，豊かな小農民による土地所有者からの自らの貢納義務の買い戻しとして，あるいはより大量的には，地代の金納化と，金納化した地代すなわち貨幣地代の実質が価格革命をとおして軽減化することによって，あるいはより徹底的に大土地所有の革命的収奪として成立する。そこにおいては，小農民たちは，潜在的には自らの内部に分解の要因をはらみながらも，小経営の立場から大土地所有とたたかっている。

ところが，これと前後して，資本主義化した工業からの原料・食糧要求に応ずるべく，また，借地農業者たちの大農経営要求に応ずるべく，土地所有はブルジョアジーおよび上層農民と連合して生産者たちに反撃する。農村住民からの土地の収奪，さらには土地からの農耕民の清掃が遂行される。土地所有は，資本と連合することによって生産者に再度敵対する。ただし，連合において上位を占めるのは資本である。地代は，剰余価値の一分岐，超過利潤の転化物となる。生産者たちは賃労働者となる。イギリスにおいて古典的に展開したこの過程で，土地から掃き捨てられた労働者たちは，土地を手ばなすことへの対価として救貧制度を与えられ，一方では「労働と雇用の義務」のもとで現役労働者として陶冶されるとともに，他方では資本にとっての予備軍として待期させられた。剰余価値の一部を地代としてわけ与えられた土地所有者たちは，相対的過剰人口維持のための費用を救貧税として負担させられた。

分割地的土地所有が革命的に創出されたフランスにおいては，この所有形

態は資本にとっても簡単にはうちこわせないものとなった。そのかわりに，小農民間の競争と産業および商業資本との競争の組合せのなかで，絶対地代に該当するごとき超過利潤どころか，一般に地代に相当する超過利潤も成立しない調整的市場価格の成立を介して，都市の賃労働者の低生活費，資本にとっての高剰余価値率が保証される関係が成立する。調整的市場価格が低ければ低いほど，小農民の手もとにのこる剰余生産物は小さいから，これが新労働手段の開発・採用にむけられる可能性は狭まり，農業に成立している剰余生産物をめざして資本がこの分野の競争に参入する可能性は狭まる。商工業の資本に対する小農民の競争条件は，資本蓄積の進行とともに次第にわるくなり，「最も不利な条件のもとで労働する農民の剰余労働の一部分は無償で社会に贈与される」ことになり，さらには，調整的市場価格は，分割地農民にとって，「彼が小資本家たるかぎりでの資本の平均利潤」をも，「彼が土地所有者たるかぎりでの地代」をも全く保証しない，ただ，「本来的費用を控除したのち彼が自分自身に支払う労賃」のみを保証する水準にさがる。そして「この労賃はしばしば絶対的最低限度まで下がることがある」[3]。分割地農民は全体として資本にとっての相対的過剰人口と化し，この分野における労働生産力の発展は停滞する。

資本制的地代が成立すれば，土地価格は地代を金利によって資本還元したものになる。土地の売買は擬制資本の運動の一環にくみこまれ，現実的生産に対し直接に影響するものではなくなる。分割地農民どおしの間に土地の貸し借りがおこるとしても，それが農民家族の世帯的再生産の波をこえないような限度にあるかぎりは，そこにおける借地料は大きなものにはならないであろう。土地は原則として所有者によって利用されるものでありつづけるからである。しかし，分割地農民の経営からみた土地購入および土地売却は簡単ではない。「土地購入のための貨幣資本の支出は農業資本の投下ではない。この支払は，小農たちが彼らの生産部面そのもので自由にしうる資本をそれだけ減少させるものである。それは，彼らの生産手段の範囲をそれだけ減少させ，したがって再生産の経済的基礎を狭隘化させる。それは小農を高利に

従属させる。……（土地購入は）事実上資本制的生産様式と矛盾する[4]。」それゆえに，ブルジョワ政府は販売・購買のみならず信用についても，農民の協同組合を助成するようになる。

過渡的地代の概念の直接的な内容にもっとも照応的なのは，分益制度のもとにおける地代である。「この場合には，経営者（借地農業者）は自分の労働（自身または他人の労働）のほかに経営資本の一部分を提供し，土地所有者は土地のほかに経営資本の他の一部分（たとえば家畜）を提供するのであって，生産物は，国が異なれば異なる一定の比率で借地人と土地所有者との間に分配される。完全な資本制的経営たるためには，この場合には一方では借地農業者にとり充分な資本が欠けている。他方では，土地所有者がこのばあい得る分前が純粋な地代形態をとっていない。……地代はこの場合，剰余価値一般の正常的形態としては現象しない[5]。」ここで地代は，本来的なものではすでにないが，しかし純資本制的なものに転化しきってはいない。そしてここでは，地代はとりわけ利潤との関係の中で，土地所有は経営資本との関係の中で，性格づけされている。だが，歴史は，それ自身半農民でもある発生期の賃労働者をよそにおいて，土地所有者と借地農業者との力関係の平和的な漸次的変化としてすすむようなものではない。

過渡的土地所有のいま一つの形態は，商品生産とあたらしい大農業の利益を領主直営の大経営が把握しようとするところに生れる。ドイツにおいて，大農民戦争の敗北の結果，労働地代への復帰，「再編農奴制」が生れ，これが徐々に資本主義化の道をたどった。農奴の賃労働者への直接的転化である。

本源的蓄積過程の二側面を農民解放と農民分解とにとらえた栗原百寿氏は，本源的蓄積は「奴隷および農奴の賃労働者への直接的転化，それゆえ単なる形態転換でない限りは，直接的生産者の収奪，すなわち自分の労働にもとづく私的所有の解消をいみする[6]」，というマルクスのことばをも援用しつつ，「この過程は歴史的にも理論的にも直接的な形態転換として行なわれることは不可能である」，とか，「農民解放と農民分解とは，本源的蓄積の相前後する二つの段階である」，とかいわれるにいたった。そして，その方向の延長として，

出発点では,「農民解放と農民分解とは，現実的には多かれ少かれ複合重畳して進行する」,とのべていたのに，叙述の進行とともに,「再編農奴制」からユンカー経営の道をもって,「封建的隷従農民がふたたび自由な農民所有者となり，自立的農民経営を発展せしめたのちに，その自由な小経営的土地所有の横領によって，あらたに地主経営のもとにおける全生産要具を奪われた労働者へと転落する」道であると規定するようになり，さらに，この論理はひろがって過渡的地代一般を,「一方に本来の封建的地代形態があり，他方に本来の資本主義的地代形態があって，しかもすでにみたようにその間の『直接的転化』が行われえないのであるから,」「過渡的地代形態は一般に半封建的であるとともに前資本主義的である」と規定するにいたったのである(7)。半封建的・半資本制的という過渡規定は，事実上修正されている。

資本制的な世界市場の形成を推進したブルジョアジー，またそれのよってたつ国民経済は，自由な小農民の分解の結果あらわれてくるようなブルジョアジーであり，またそうした社会的過程の成果としての生産関係であらねばならなかった，というのは，理論的にも歴史的にも正しく，またおそらくはマルクスの真意に沿うものであろう。土地所有の抵抗をうちやぶることなしには，資本の支配は確立しえないのであるから，地主と覇をあらそう勢力あるブルジョアジーでなくては推進力たりえない。しかし，そのことが世界市場のあらゆるところで同じように真実なわけではない。マルクスの文章の中にある「……でない限り（soweit)」という語は,「直接的な形態転換」として過程が展開した国のあることも認めた上で，しかしこれは典型的過程とはいえぬからそれを捨象すれば，という文脈を支えているものであろう。

ユンカー経営をブルジョア的大農業の一種とみて，しかもこれは論理的要請からして必ず「自立的農民経営」を媒介したものであるはずだ，と推理をすすめるならば，生産物地代の段階の隷農を，土地利用が基本的に農民経営のみによってなされているゆえに「自立的農民経営」の一種である，とする論定にまで進まざるを得なくなるであろう。そして，まさに本来的地代を支払うものであった小農民は，一般に，半封建的であってかつ前資本制的なも

のと規定されざるをえなくなってゆくであろう。また，過渡的地代についての論議を資本の本源的蓄積過程の一環に位置づけることは正しいが，だからといって，本源的蓄積過程にあらわれる過渡的土地所有をなべて過渡的地代とおきかえるわけにはゆかない。一体，分割地農民における地代とは何か，誰が誰にどれだけ支払っているのか。地代を払わなくてもよいのが分割地農民ではないのか。たとえ，別の事情のもとでなら地代となるであろう部分を算定できるとしても，それは擬制にとどまる。一般に，よく，「土地所有の経済的実現は地代である」，という。これは不正確である。地代において経済的に実現する土地所有は，土地所有のすべてではなく，生産者に対して敵対的な土地所有のみである。

ユンカー経営とそのもとにある労働者インストロイテをみると，そこには，農業資本家に転化しつつある地主と，賃労働者に転化しつつある農奴農民があらわれている。領主的大経営は，小農民の経営していた土地をも収奪しつつ，商品生産的大農経営と転化しつつある。隷属小農民たちは，その対極として，土地を失ないつつ賃労働者にかわりつつある。そのかぎりでは，生産者たちの必要労働は雇主＝大土地所有者の直営農場のもとで支出されて，賃銀の形態で生産者にもどされ，領主的大経営主たちは，生産者の必要労働部分をも賃銀を支払って自分のもとで支出させるかわりに，生産物を市場で販売することによって，地代以上のもの，利潤部分をも含んだ剰余価値を実現しようとする。ところが他方では，ここではまだ必要労働のすべてが領主的大経営のもとで支出されるわけではない。生産者たちには自己経営のためのわずかな分与地およびその付属物（住宅，厩舎，採草地あるいは飼料）が与えられている。生産者たちは，その側面においては，分与地で必要労働を実現する農民であり，領主的大経営は，分与地で自分の土地に固定させた農民から剰余労働を徴発する封建的土地所有者である。分与地への対価として小農民が土地所有者に提供する剰余労働は，労働地代である。しかし，ここでは，賃労働と賦役とは，時間的にも空間的にも区別されていない。

分益地代が，本来的地代から資本制地代への過渡形態であり，一応は利潤

と地代との区別をたてたうえの，本来的な地代から資本制的地代への「平和的移行」を示す過渡形態であったとすると，ユンカー・インストロイテ関係は，生成しつつある地代と利潤との区別をうち消し，利潤の地代への同化を試みつつ，賦役から賃労働への「平和的移行」がおこなわれようとする過程を示すものである。しかし，かしこでは，剰余労働が，次第に地代を正常的形態とはしなくなり，利潤に第一の地位を与えようとしつつあったとすれば，ここでは，必要労働が，生産者の自己経営から次第に賃銀へと形態転換しつつあるのである。

ユンカー経営の資本制的性格がつよまれば，それは第一には，賃銀の対極にある自己経営の性格の変化となってあらわれるであろう。すなわち，分与地は，たんに農地ではなく，雇主により耕耘された土地となり，雇主により施肥された土地となり，さらには穀物の現物給与となってゆく。家畜の飼養も同じように自己経営の内実を失ない現物給与となってゆく。のこるのが蔬菜畑くらいになれば，これは一般の資本制下にある家庭内労働にあと一歩である。そしてこうした変化は，もちろんのこと，自己経営で実現されていた必要労働がますます雇主により一括支出されるものになってゆく変化と結びついている[8]。第二に，それは，ユンカー経営にとっての労働力確保のために，「経済外的強制」の制度的力が必要なくなってゆくことにあらわれるであろう。自己経営のない，あるいはないに近い生産者たちは，より容易に移動する。資本制的性格のつよまった経営は，むしろ労働者の移動性を利用しながら，「市場」的に労働力を調達するであろう。

ロシアにも，賦役から賃労働への直接的移行の諸形態がみとめられる。西欧において資本制的に展開されたマニュファクチュアは，ここでは農奴制的にうけとめられた。自由な労働力は社会の農奴制的性格と矛盾する。マニュファクチュアは，ある場合には領主の荘園内で賦役労働によって経営され，ある場合には，特別に限定された目的で農民を登録（緊縛）することをゆるされた商人，つまり農奴主化した商人によって経営された。やがて，社会的分業が発展し，小農民の農業外営業 промысел が発展すると，土地所有者の

一部は，これに適応して，小農民の農外収入から金納地代をとりたてようとしはじめ，そしてこの条件下で，マニュファクチュア主は，農外収入をもとめて出稼ぎに出る貢租農民の労働力を賃労働に利用するようになる。出稼ぎ貢租農民は，マニュファクチュア主に対しては賃労働において剰余労働を提供し，領主に対しては賃労働における剰余労働の一部を地代のための貨幣として留保しようとする。出稼農民の賃労働は工場賦役労働よりは生産性高いが，しかしマニファクチュア主は，賃金の形で本来的地代の一部も支払わなくてはならない。利潤と地代の確保のためには，本来の必要労働部分（ここでは賃銀から貢租をさしひいたもの）が極度に切りつめられなくてはならない。ロシアの農奴解放は，農民に高額な自由「買戻し金」支払いを命じたので，この関係は以後も長くつづいた。

ロシアの農奴は分与地つきで解放されたが，本来的地代のもとでの分与地から「切取り地」が収奪されたので，必要労働を実現するにも充分でなかった。一方においては地主的大土地所有がのこった。小農民たちは，地主からさらに土地を借りて地代を払うか，あるいは賃労働に出るかしなくてはならない。地主たちは，土地を借し出して地代をとるか，あるいは賃労働を利用して自分の土地を経営しなくてはならない。土地を小農民たちに利用させて地代をとる場合にも，労働地代をとるか，生産物地代とするか，貨幣地代とするか，さまざまである。ユンカー的ドイツにおいて，賦役から賃労働への漸進的な中間形態が特徴的であったとすれば，ここロシアではさまざまな形態の並存が特徴的であった[9]。一方に地主直営経営における賃労働について労賃の水準があるとすると，他方には地主からの借地に対する貨幣地代の水準があり，この両者を媒介するものとして，借地料の債務を労働で支払う（労働地代）ところのオトラボートカ（雇役）がある。これは農奴制的であろうと資本制的であろうと搾取率を均等化した一大「雇役制的労働報酬体系」を形成していたのである。

1）マルクス『資本論』前掲書，1133—1136頁。
2）栗原百寿，前掲書，148頁。

3) マルクス，前掲書，1134—1136頁。
4) 同前，1141頁。
5) 同前，1131頁。
6) マルクス『資本論』青木文庫，第4分冊，1157頁。
7) 栗原百寿，前掲書，142—155頁。
8) 拙著『賃労働の理論』(Ⅵ—1) および小沢脩『ドイツ農業労働者論』参照。
9) 拙著，前掲書，前掲個所，および日南田静真，前掲書参照。

おわりに

土地所有は資本の背負った過去であり，賃労働は資本の胚胎する未来である。過渡的地代形態論と関連する土地所有論は，賃労働についてはその形成史に関連するだけである。しかし，土地所有は，資本に従属するものとなった段階においても，相対的過剰人口維持策との関連で，労働者の「小資産家」化との関連で，賃労働と接触するであろうし，資本による環境破壊，つまりは土地の破壊をとおしての労働力の破壊が目にあまる段階となったところでは，労働者による所有の回復の問題としても，また接触するように思われる。それらの考察は，のちの課題としたい。